

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2023 新春号

2023年1月発行 第109号



明けましておめでとうございます。

私こと1964年(昭和39年)4月弁護士登録し、1968年(昭和43年)4月独立して小さな「中務法律事務所」を創設いたしました。1964年(昭和39年)は東京・大阪間の新幹線が開通し、東京オリンピックが開催され、1970年(昭和45年)には大阪で万博が開催されるなど、当時、日本経済は戦後の復興を終え、新たな経済成長へと幕が開いた時代でした。これからは、法律事務所も組織的、総合的なリーガルサービスを提供する必要性があると考え、総合法律事務所を目指して毎年のように有能な新人弁護士を受け入れるとともに、弁護士のスキルアップに努め、人材育成を最重要課題の一つとして取り組んで参りました。

事務所名称も1981年(昭和56年)には「中務総合法律事務所」に、1989年(平成元年)には「中央総合法律事務所」に変更し、弁護士法改正に伴って法律事務所の法人化が可能になったことにより、2003年(平成15年)9月、法人成りをすると共に東京事務所を開設、2009年(平成21年)には京都事務所を開設いたしました。そして、今日では、所属弁護士60余名になり、海外留学した弁護士も10数名、中央官庁や企業に出向した弁護士も10数名に達しています。取り扱うことができる法分野も多岐に亘り、専門的に研鑽を積んだ弁護士がどのような案件でも迅速、的確に対応できる体制が整いました。

2018年(平成30年)事務所創立50周年を迎え、次の50年に向けて、変容する時代に対応できる事務所体制を検討して参りましたが、今般、事務所運営に携わる社員弁護士が満75歳を迎えた年の年末をもって法人社員を退任とする制度を設けました。これにより、私をはじめ事務所の発展のため苦勞をともにした岩城本臣弁護士、森真二弁護士、加藤幸江弁護士がこれに該当することになりましたので、私と共に昨年末をもって社員弁護士を退任いたしました。上記弁護士諸氏は事務所がまだ小規模であった当時から、私と共に寝食を忘れるほど業務に専念し、クライアントの皆様から絶大な信頼を得、事務所発展のために尽くされました。改めて各氏に対し心からの感謝と深甚なる敬意を表します。法人社員退任後も、各氏は事務所のシニアカウンセル弁護士として弁護士活動を行います。豊富な経験と専門分野の知識に基づき、今後もクライアントの皆様に対し、的確な法的サービスを提供させていただきます。

今後の事務所運営は、中務正裕弁護士をはじめ有能な社員弁護士が担当して参ります。少子高齢化とともに国際化の更なる進展、急速なデジタル化の社会が到来していますが、弁護士に対する法的ニーズを鋭敏に把握し、これに的確に対応していくものと期待しています。

私自身、満86歳になりましたが、妻和美的の行き届いた健康管理のお蔭で、健康に恵まれ、元気に活動しています。今後もご依頼案件について法的アドバイスをご提供して参りますので、何卒よろしくお願いたします。

右の写真は、昨年夏、著名な山岳ガイド林恭子氏の案内により北八ヶ岳を単独トレッキングした際のスナップ写真です。八ヶ岳に魅せられ、今夏も挑戦する予定です。

本年度より、大口敬弁護士がパートナー(社員弁護士)に就任し、新人弁護士6名を迎えました。そのご挨拶と抱負は9頁以降に掲載されております。何卒ご挨拶ご鞭撻の程よろしくお願いたします。



シニアカウンセル 会長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。よろしく願い致します。



弁護士(シニアカウンセラー) 岩城 本臣

昨年末をもって事務所マネジメントから解放され、本年からは、弁護士業務に専念することが出来るようになりました。

といっても、既に46年間、半世紀近くも弁護士として精一杯働き続けてまいりましたので、これからはペースを落とし、クライアントの皆様とは、業務以外においても巾広いお付き合いをさせて頂けたら幸いです。

昨春、あの屋久島の「紀元杉」を軽装で訪ねたようなイメージで、気軽に動きたいと思いますので、よろしく願いいたします。



弁護士(シニアカウンセラー) 森 真二

昨年は日本中がワールドカップに盛り上がり、ビデオ・アシスタント・レフェリー(VAR)が大活躍しました。

テニスや大相撲でもビデオ判定が欠かせません。

NHKEテレ将棋対局でも、AIによる次の一手や形勢判断が表示されるようになり、将棋ウォーズでも、瞬時に次の一手を教えてください。

契約書のチェックにもITを利用するのがあたりまえになってきています。10年後どうなっているのか興味津々です。

写真は軽井沢での将棋のお師匠(孫)との一コマです。



弁護士(シニアカウンセラー) 加藤 幸江

箱根宮ノ下の富士屋ホテルに行ってきました。明治11年に誕生したホテルには、芸術品と呼べる多数の装飾品があります。階段の朱塗りの欄干に巻き付く龍、ダイニングの柱に施された初期の社長がモデルと言われる眼光鋭い顔などが私のお気に入りです。悠久の時の流れにしばし心を遊ばせました。

現代は従来の経験だけでは対処しきれない課題も次々に生まれており、スピードも求められています。望む未来と出会うためにはITを上手に活用することも必要です。今年もどうぞよろしく願いいたします。



弁護士 村野 譲二

コロナ禍は、図らずも、新しい生活様式、働き方を形成し、それが定着してきました。また、昨年は「70歳が老化の分れ道」(和田秀樹著)という本がベストセラーになりましたが、少しの意識改革で柔軟な生き方ができそうです。

今年はコロナと戦争が終結する一年であることを願います。



弁護士 安保 智勇

昨年末に世界第二位の規模である暗号資産取引所であるFTXが破綻しました。顧客やソフトバンクを含めた投資家の損失は数兆円規模にのぼるとみられています。FTXのコーポレートガバナンスは皆無とってよく、実態はエンロンよりひどいと評されています。ビットコインも市場価格が暴落しており、本年は恐らく仮想通貨のような実態のないものに基づきマネーゲームを行っていた関係者はその報いを受けることになると思われます。これが新たな世界的金融危機の引き金にならないことを祈るばかりです。



弁護士 中光 弘

皆様との打ち合わせも裁判所の手続もWEBで行うことが増えて参りました。打ち合わせを行う場所や時間の選択肢が増えて、以前に比べてずいぶん予定を立てやすくなったように思います。しかし、コミュニケーションの質の点では、やはり直接お会い方して打ち合わせをする方に一日の長があるようです。適宜使い分けて、常に良質なコミュニケーションを図って参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

昨年はコロナ禍が少し落ち着いた際、海外出張の機会がありました。米国ボストン、タイのバンコック、ベトナムのホーチミンに行ってきましたが、その溢れる活気に圧倒されました。感染対策についての是非の判断は難しいですが、何事にも慎重で同調圧力の強い我国との違いを感じたのも正直なところ。今年は、以前のように直接会って話をし、懇親も自由にできる年になるよう心から願っています。今年もどうぞよろしくお願い致します。(写真は、タイ南部のカオチャーチャン。山の壁面に巨大な仏陀の彫刻があります)



弁護士 中務 尚子

久しぶりに米国を訪れ、その渦巻く多様性と炸裂するエネルギーに圧倒されました。世界は広い。大国ならではの自信に満ちた空気感、論理が優る思考、そして内在する矛盾に触れ、つまるところ柔軟な思考ができるようにならねばと再認識した次第です。

今年もご依頼いただいているクライアントの皆様喜んでいただけるよう着実に進んでいきたいと思ひます。写真は、ボストンの川クルーズで談笑中の私。ご当地名物の牡蠣を食べられないので(しぶしぶ)ハマグリで我慢。



弁護士 村上 創

昨年は弁護士登録後初めてとなる手術、1か月の入院を経験し、落ち着かない1年でした。今年は、特に健康管理を万全とし、日々業務に邁進する所存です。

リハビリを兼ねて始めたテニスに凝っています。まだまだストロークも野球打ちで不細工極まりないですが、クラブの今年の大会に出場することを目標に鬼コーチのもと鍛錬を続けます。

今、注目している作家はDaniel Silvaです。イスラエル版絵画好きのJames Bondであり、気分転換に最適です。



弁護士 小林 章博

2020年代に入り新型コロナウイルスの感染拡大や戦争の勃発等、想定外の範囲を超えるような事態が発生することが続いています。未知の事態や困難な事態に直面されたクライアントの皆様を力強くサポートできる存在となれるように、今年も精進して参りたいと思ひます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

(京都 伊根町にて)



弁護士 錦野 裕宗

クライアントの皆様と課題を共有し、ともに同じホワイトボードを見ながら頭をひねり、一緒に良き解決案を生み出すこと、そして、その経営判断を法的ロジックで勇気づけることが、私の仕事です。本年も、目の前の案件一つ一つに全力で対応することを肝に銘じます。50歳も近づいてきておりますし、新しいことにもチャレンジしなければ。飛躍・向上の年とすべく、頑張ります!(写真は、「堺に縁のある著名人と俺」です。)



弁護士 鈴木 秋夫

去年4月、大阪弁護士会の副会長に就任(1年任期)し、多数の貴重な経験をすることができました。特に、財務担当ですので、本年度予算案の作成や定期総会での説明、金銭関係の日々の決裁、月次決算の財務委員会での報告など、重責を担っています。副会長の任期満了まで3ヶ月を切りましたが、3月の臨時総会での財務に関する議案説明、次年度仮予算案作成などが予定されており、最後まで全力で会務執行に当たろうと思ひています。



弁護士 藤井 康弘

昨年弁護士登録をしてから満20年が過ぎました。登録後20年目には、同期の弁護士等が京都に集まるという行事があるのですが、残念ながら、新型コロナのため延期となりました。そこで、研修所と同じクラスだった弁護士10名ほどが、北海道や東京から、有志で京都に集まり、旧交を温めました。長らく会っていなかった友人ですが、会うと、すぐに昔を思い出し、楽しいひとときでした。また、次の節目の年に向けて頑張りたいと思ひます。



弁護士 國吉 雅男

ここぞというときの入れごろ外しごろのショートバット。このとき時みとなるのは、日々このときのために努力してきた自分しかありません。クライアントの皆様このころというときに、「入る(できる)かな?」という気持ちになるのではなく、「よし、できる(入る)!」と強い意思で持てる力を発揮できるよう今年も日々精進して参りたいと思ひます(写真は、石垣島の川平湾です)



弁護士 瀧川 佳昌

昨年は、イーロンマスクによるTwitter社の買収が一大ニュースになりました。SNSの普及はほぼ一段落し、今後は各SNSの激しい競争が予想されているところです。他方で日本では漸くSNS時代の名誉毀損等に対応する法改正が施行されたくらいで、広告規制をはじめ各種の法制度が追いついていない状況にあります。このような中、既存の制度やスキームをどう解釈していくかが非常に重要です。本年も社会経済に敏感に適切な助言が出来るよう邁進する所存です。



弁護士 金澤 浩志

昨年は、長らく念願だった息子同でのフジロック参加を果たしました。天候にも恵まれ「非日常」の夏の休日を大いに楽しみました。他方で、パンデミックや戦争、インフレなど、長く「非日常」として意識の向こう側に追いやっていたものが、私たちの「日常」を暗く覆いつつあります。こういう折こそ、できる限り正確な情報に基づいて、適切な方向を見定めて行動するという基本に改めて立ち返ることが必要と感じます。



弁護士 堀越 友香

弁護士として、事案に即したしなやかな思考をしたいと常に考えています。ただ、私は、子どもの頃から体がガチガチで、身体の堅さがまずは問題でした。コロナ禍で運動不足にもなりがちです。同じく身体が堅かった娘が毎日柔軟を続けて見事な開脚に至っており、娘に倣ってストレッチを始めてみました。脚や肩周りの可動域が広がり、日々の動きが楽になったのを感じています。今年はいよいよしなやかな身体と心で過ごしたいと思います。



弁護士 平山 浩一郎

一昨年行った「花の浮島」と呼ばれる礼文島に、昨年も行ってきました。本州では海拔2000メートル以上の高地でしか見ることができない高山植物を間近に見ながら歩くことができる複数のトレッキングコースを、歩き倒してきました。写真は、その礼文島の最北限にあるスコト岬で一枚です。今年も、一つ一つの案件に全力投球で頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。



弁護士 古川 純平

昨年は、第3子も産まれたり、長男長女の習い事が増えたりしたことに加え、大阪弁護士会の民事介入暴力及び業務妨害対策委員会の委員長を拝命したため、公私共々忙しく、あっという間に1年が過ぎたように思います。今年も同様に忙しくなる予感がしておりますが、その分充実した日々となるよう日々を過ごしたいと思います。



弁護士 松本 久美子

最近、娘が逆上がりや跳び箱の練習をしており、昔得意だったからと見本を見せようとしたところ、全くうまくできず、体力の衰えを感じました。コロナの終息が見えない中、健康、体力は、仕事をする上でも本当に大事ですので、今年は隙間時間や子供らとの遊びの中で体力づくりをしようと思っています(手始めに、昨年末頃から、子供らの自転車遊びに付き合いながらランニングを始めました。)。本年もどうぞよろしくお願いたします。



弁護士 山田 晃久

子供の成長には驚かされます。長男は中学受験で塾や模試の毎日、次男も週2のスクールや週末の対外試合でサッカー三昧。タイプは違えど、どちらも目標を掲げて、主体的に取り組むようになり、親が分からない問題を軽々と解いたり、目を見張るようなプレーを披露したり。私もまだまだ成長できると信じて、引き続き研鑽を積み、より質の高い業務を提供したいと思えます(2022.7 パリサンジェルマンvs川崎フロンターレ@国立競技場)。



弁護士 赤崎 雄作

コロナ禍になり、走り出しました。週に4、5回は走り込み、今シーズンはフルマラソンを4本走る予定です。今年で40歳を迎えますが、体力と健康の重要性を日々実感しております。健康に留意し、お客様からのご依頼に全力で応えることができるよう日々の準備を怠らないとともに、新たな分野にも常に興味を持って「古い」人間とならないようブラッシュアップをしていきたいと思えます。



弁護士 角野 佑子

今年はい卯年です。成長が期待される年、跳ね上がる年とも言われています。干支にまけないよう、仕事もプライベートも積極的に行動する年にしたいと思っています。ちなみに我が家は昨年2匹のうさぎが家族となり、とても賑やかになりました。残念ながらうさぎ同士はなかなか仲良くしてくれませんが、愛らしさは抜群で毎日癒やされています。写真は少しでも健康にウォーキングしようとムーミンパークをひたすら歩いた時の写真です。



弁護士 浦山 周

長男が突如として釣り(と野球)に目覚めました。写真は10月に江戸川の棧橋でハゼ釣りをしたときの写真です。親子とも初心者ですが、棧橋の名人から丁寧で分かりやすい説明、釣果に直結するアドバイス(と名人が釣ったハゼ)を頂き、無事に家族4人の夕飯を持ち帰ることができました。丁寧で分かりやすい、そして結果に直結するアドバイス。クライアントの皆様、そう思っていただけるアドバイスを提供できるよう、本年も全力で業務に取り組みます!



弁護士 鍛冶 雄一

明けましておめでとうございます。昨年は、北京オリンピックやサッカーワールドカップなどのスポーツイベントに刺激を受け、散歩や筋トレを再開しました。徐々に体力が戻ってきたこともあり、今年はジム通いも再開しようかと考えております。また、インターネットTVの導入をきっかけに、将棋に興味を持ち「観る将」になりつつあります。余暇を楽しみ英気を養いつつ、新たな業務領域への取組みも含めまして、本年も日々の業務に邁進してまいります。



弁護士 高橋 瑛輝

明けましておめでとうございます。ここ数年、オンライン研修等に登壇したり聴講したりする機会も多くなりましたが、対面に比べ記憶や印象に残りにくい気がします。やはり感受できる情報の質・量において埋めがたい差があるように思われ、使い分けの重要性を感じます。人の流れも戻りつつある中、感染対策に留意しつつ、対面のコミュニケーションも大切にしていきたいと思っております。



弁護士 岩城 方臣

先日、鈴鹿サーキットで自転車レースに参加してきました。同じコースをグルグル回っているだけと見られることもありますが、私のような素人でも、周回を重ねるにつれ、一丁前に、勾配に合ったギアチェンジや、他車に迷惑をかけない範囲での効率的なライン取りを考え、少しずつタイムが短縮され、ささやかな喜びを感じることができました。

弁護士として11周目を迎えますが、現状に甘んじることなく、常に改善点を探しながら、貪欲に業務に取り組み参ります!



弁護士 大澤 武史

昨年は、新しいクライアントの皆さまとの出会いにも多く恵まれ、さまざまな分野に取り組んで一年間を走り抜けることができました。今年度も、より多くの難局を適確かつ迅速に、一緒に乗り越えられるよう、日々の研鑽に励み、クライアントの皆さまに最善のリーガルサポートを提供していく所存です。本年もどうぞよろしくお申し上げます。

(写真は、子どもたちがお気に入りの京都鉄道博物館での一コマです。)



弁護士 本行 克哉

昨年3月に留学から帰国しまして、4月から事務所に復帰しましたが、幸いにも金融庁での経験や海外の経験に関連したご相談、ご依頼を多くいただき、あっという間に年が終わりました。色々予測できないことが起こる昨今ですが、今年も目の前のお客さまのお役に立てるよう全力で駆け抜けるとともに、事務所の経営についても落ち着いて考える時間を確保したいと考えています。

写真は、昨年2月に米国のパッパローでニューヨーク州司法試験を受けた後に訪れたナイアガラの滝での写真です。



弁護士 西中 宇絏

パートナー弁護士1年目はあっという間に過ぎました。今年は節目となる弁護士10年目ですが、まだまだ若手として仕事の面で新しいことに挑戦したいと思っています。

昨年は一年を通してジムに定期的に通ったことで身体が引き締まりました(体重はほぼ変わっていませんが、体重よりも筋肉を付けることが重要なようです)。運動をすることの重要性を実感したので、今年も日ごろから運動をして健康寿命を延ばし、仕事に邁進したいと思っております。



弁護士 大口 敬

高い所は得意でしょうか。スキー板をはいて急斜面を登っていくとき、空気が薄く息がきれ、落石に怯え、足も遅く、ふと下の斜面を見下ろすと、足がすくみ見続けていられません。ところがいざ滑るときには、同じ場所でも同じ斜面を見下ろしているにも関わらず、高いとも思わなくなり、しっかり状況を見渡すことができました。登ることと滑ることの自分の自由度の違いに起因するかと考えているのですが、こうも見える世界が変わるかと感じた瞬間でした。自由度は冷静さと繋がると信じ、今年も研鑽に励みたいと思っております。



弁護士 江藤 寿美怜

天気の良い日は、気分転換のため、地下鉄に乗らず、敢えて歩いて移動しています。太陽の光を浴びながら、自然豊かな日比谷公園の中や皇居周辺を歩くと、四季折々の植物から自然を肌で感じることができ、身も心もすっきりとして、業務効率がアップしているように思います。ただ、私は鳥(特に鳩)が苦手なため、自由に闊歩する鳥を避けながら歩かなければならないのが、なかなか困難です。今年は鳥への恐怖を克服するとともに、業務でも、クライアントの皆様から信頼いただけるよう、飛躍の一年にしたいと存じます。



弁護士 富川 諒

昨年、約3年間の金融庁勤務を終え、当事務所に復帰いたしました。久しぶりの弁護士業務ということもあり、初心に立ち返って業務に臨むことができたのではないかと考えております。復帰早々、多種多様な案件に携わることができましたのも、ひとえにクライアントの皆様のおかげだと感じております。今後も自身の専門性を活かして、より一層質の高いリーガルサービスを提供できるよう、自己研鑽に励みたいと思います。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 新澤 純

米国留学2年目で、現在、テキサス州ダラスのJackson Walker LLP (ジャクソン・ウォーカー法律事務所)で実務研修をしております。昨年は、ダラス市内や、リゾート地であるサンアントニオ、NASAのジョンソン宇宙センターがあるヒューストンなどに出張しました。ダラスは街が綺麗で、治安も良く、住みやすいところです。今年は、米国法律実務の研修、米国人・外国人弁護士とのネットワーキング、英語力及びゴルフスコアの更なる向上を目標に、引き続き頑張らせて頂きます。



弁護士 小宮 俊

あけましておめでとうございます。昨年は、新しいクライアントの皆さまとの出会いに恵まれるなど、大変充実した1年になりました。本年も、自らの強みを磨き深化させながら、ときに弁護士の枠を超え、新たな分野に果敢にチャレンジしていく1年にいたします。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。写真は、昨年7月にロサンゼルスを訪れたときのものです。



弁護士 榎本 辰則

昨年は対面での打ち合わせや、出張なども徐々に増えて来たこともあり、Webなど便利なツールも普及しておりますが、やはり対面でお話することの暖かさを改めて感じている次第です。また、私事ですが、昨年は自宅を購入したり、愛犬を飼い始めたなど、大きな変化のある1年でした。今年で弁護士5年目となりますが、クライアントの皆様へ最高のリーガルサービスをご提供すべく邁進してまいりますので、引き続き何卒宜しくお願い致します。



弁護士 西川 昇大

今年で弁護士5年目を迎えることになりました。昨年は、訴訟案件や各種法律相談だけでなく、M&Aや行政事件、労働事件、家事事件、刑事事件など幅広く案件を担当させていただきました。クライアントの皆様には、ご支援頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。今年も、初心を忘れることなく、真摯かつ丁寧な案件に取り組んでいきたいと思っております。本年も、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。(写真は2022年6月に沖縄で撮影した1枚です。コロナが落ち着いたらまた行きたいと思います。)



弁護士 藤野 琢也

毎年この時期になると、1年があったという間に過ぎ去ったことに気づきます。弁護士も4年目を迎えるとともに、来月には30才という新たな世代を目前とし、急に増えた体重に驚きながら、健康の大切さと維持の難しさを実感しています。今年も、運動も積極的にを行い、健康にも気遣いつつ、更なる能力の研鑽に邁進する1年にしたいと考えております。本年も何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。(写真は、久々の旅行に行った際になぜか親近感のわいたパーキングエリアの写真です。)



弁護士 土肥 俊樹

あけましておめでとうございます。あつという間に1年が過ぎ去っており、振り返りますと、昨年は多種多様な案件を担当させていただき、非常に充実した日々を過ごすことができたと思っております。弁護士4年目の今年も、初心を忘れることなく、これまで以上に研鑽を積んで、より上質なリーガルサービスを提供できるよう精進してまいります。本年も何卒、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます(写真はGWに訪れた西表島の1枚です。)



弁護士 山村 真吾

新年明けましておめでとうございます。昨年は、金融法務、法務DD等の企業法務から家事事件まで幅広い案件に携わらせて頂き、また、プライベートでは昨年7月に入籍を致しまして、公私ともに実りの多い一年となりました。皆様には大変お世話になりご指導を頂き、心より感謝しております。

今年は、弁護士3年目となります。より質の高いサービスを提供できますように日々、自己研鑽に励みたいと思います。本年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 久保 貴裕

新年あけましておめでとうございます。司法修習73期、弁護士三年目の久保貴裕です。

昨年は、大変お世話になり、誠にありがとうございました。私自身も幅広い業務を担当させていただき、充実した日々を過ごすことができたと感じております。

今年も皆様のご期待にお応えできるよう一層業務に努めて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



弁護士 榎淵 陽

皆様、明けましておめでとうございます。東京事務所の榎淵(かしぶち)でございます。

昨年から先輩ができたことで、自身の業務に対する姿勢等を見直すことができました。一昨年以上に様々な案件に関与させていただき、日々成長を実感しております。事務所内外からのご指導、ご鞭撻の賜ですので、この場で改めて御礼申し上げます。

今年は更に食欲に業務に励んで参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 加藤 友香

昨年4月に京都事務所に入所し、もうすぐ2年目を迎えます。

昨年は、皆様からのご指導を賜りながら、様々な案件に携わることができ、弁護士業務の幅広さを感じながら充実した日々を過ごすことができました。本年も自己研鑽に励みながら、皆様のお役に立てるよう精進して参りたいと思っております。本年も引き続きご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

(写真は、昨年夏、東京にハリーポッターの舞台を観に行ったときの写真です。)



弁護士 小林 優吾

新年明けましておめでとうございます。東京事務所の小林優吾と申します。昨年の4月に入所いたしました。弁護士1年目から、様々な案件に関わらせていただき、貴重な経験をさせていただきました。2年目は、更に皆様のご期待に添えるよう、新しいことに挑戦し続け、日々研鑽を積んでまいりますので、今後とも引き続きご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。(写真は、半年ぶりに司法修習地の長崎を訪れた際に撮影したものです。)



弁護士 佐藤 諒一

明けましておめでとうございます。昨年4月に東京事務所へ入所し、8か月が経ちました。昨年は様々な案件に携わらせていただき、また皆様からご指導・ご鞭撻を賜り、大変貴重な経験を得ることができました。この場を借りて御礼を申し上げます。今後も、弁護士としてさらに活動の幅を広げ、ご依頼いただいた皆様に一層の貢献ができますよう努力して参ります。本年もよろしくお願いいたします。(写真は昨年宮島へ行った際のものです。)



弁護士 半田 昇

新年あけましておめでとうございます。昨年の4月末に入所し、早いもので8か月が経過しました。

昨年を振り返ってみると、弁護士1年目としても社会人1年目としても初めて経験することばかりで、悪戦苦闘することもありましたが、皆様にご指導ご鞭撻を賜り、たいへん充実した日々を過ごすことができました。

今年は、1つ1つの業務に全力で取り組み、皆様により良いサービスが提供できるよう精進する所存です。本年もよろしくお願いいたします。



弁護士 木村 俊太郎

あけましておめでとうございます。昨年4月に当事務所に入所し、今年の4月で弁護士2年目を迎えます。昨年は、至らぬ点を痛感する日々でしたが、何をすることも初めてばかりの充実した8か月を過ごすことができました。今年は、丁寧かつ迅速なサービスの提供を心がけ、皆様に信頼していただけるよう何事にも誠心誠意取り組んで参りますので、何卒よろしくお願いたします。(写真は一昨年末に長野県の竜王を訪れた際のものです。)



弁護士 河野 大悟

昨年は1年目でありながら、幅広い業務を経験させて頂き、四苦八苦しながらも充実した弁護士人生のスタートとなりました。写真は、夏期休暇を使い、人生で初めて行った竹富島の写真です。沖縄の離島3つを巡りましたが、中でも民謡居酒屋は賑やかで楽しかったです。今年も、クライアントの皆様の利益となるアドバイスができるよう、経験と知識を身につけていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Just like in personal life, businesses constantly face challenges, be it on a local, international, or global scale. And, like in personal life, a business challenge can be a source of new opportunities, taking business to higher levels of success. Chuo Sogo is always here to assist clients in turning business challenges to new possibilities and achieving new goals. Happy 2023!



弁護士(オブカウンセル) 森本 滋

今年、喜寿を迎えることになります。この年まで元気に楽しく仕事を続けてきたのは、事務所の温かいご配慮と同僚諸氏のおかげであると感謝しています。昨年の「新年のあいさつ」で買収防衛策に関心があると述べましたが、「会社法今昔物語」では、買収防衛策の中身でなく、勧告的決議について検討するにとどまりました。今年、買収防衛策のいわば本丸についての検討結果を公表したいと考えています。

(写真は京都府立植物園にてコスモスに囲まれて)



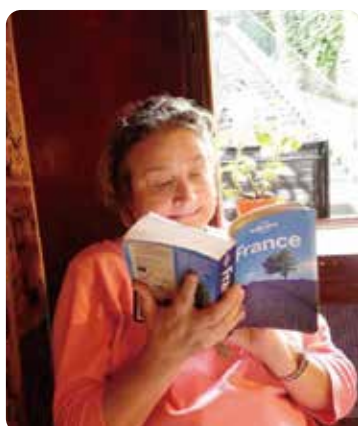
弁護士(オブカウンセル) 北川 健太郎

以前、大阪地検を担当していた記者が遊びに来てくれました(写真掲載につき同意済み)。2人とも優秀で現在も別の任地で活躍中です。担当当時は厳しい対応をすることが大半でしたが、彼らも含めその後も付き合いが続くことは少なくなく、ある意味、敵味方?を超えた「戦友」的存在なのかもしれません。なお、本号の私の連載記事にも関連することを書きましたので、よろしければお読みください。



客員弁護士 八木 良一

コロナによる様々な娯楽の制約が完全になくならないうちに年が過ぎてしまいました。庭の木々の中で目立ったのは、苗木を植えて約10年の柿の実が結構なこと、木犀の開花が遅かったこと位です。室内では胡蝶蘭の鉢植えが増え、家内が来年の開花を目指して頑張っています。弁護士として古巣の裁判所の手続に出ることは少なかったのですが、裁判所の訴訟運営は相当に変化しており、若い後輩達の成長に驚くとともに、かつての研修所の要件事実の思考、大陸法系の思考の強い私は、大きな変化に戸惑いを感じています。それでもこの原則だけは変わらない筈だと再度勉強して仕事をしています。ウクライナも、日銀も、円安も、国葬も、皇室の話題も、宗教問題も、人々の物の見方、立ち位置の変化が感じられます。今年こそは、これらの様々の変化が少しでも良い方向に向かう兆候があったと言えるようになることを願っています。本年もよろしくお祈りします。



カリフォルニア州弁護士 ルシング・ローマン

Happy Happy New Year greetings to one and all. 2022 has been a year full of hope and despair at the same time. While continuing to work remotely, I have been happy to support lawyers in drafting and revising English contracts for our CLO clients. Once again, thanks to Zoom, I am enjoying teaching 3 different Legal English classes to CLO associates who are interested in English contracts and the possibility of studying overseas. On a personal note, I am looking forward to a few short trips to hot springs this winter, with the hope that the 8th (!!!!!) wave will end soon.



法務部長 寺本 栄

この事務所で勤務させていただいて約40年が経ちました。この間、執行を中心に種々の案件を経験させていただきました。この経験は大きな糧となっています。これからも、ベテラン職員として、経験を生かしながら、しかし、慢心することなく新たな気持ちで、仕事に取り組みたいと思っています。

(写真は、昨年11月に、夫婦で、着物を着て、京都で食事をした時のものです。)



法務部長 上田 泰豊

昨年は、青少年の野外活動に多数参加することができました。

幸運なのか、大きな二重の虹(ダブルレインボー)を、夏に一度、秋に一度見ることができました。両方も少しの時間でしたが、感動しました。寒い日にペール缶を重ねたストーブを作ると、限られた薪でどれだけ暖められるか、試行錯誤できたとともに、あらためて火のありがたさを知ることができました。

今年も身近なことを大切に、仕事に活かすよう取り組みます。よろしくお祈りいたします。

パートナー就任のご挨拶



弁護士

大口 敬
(おおぐち・たかし)

<学歴>

聖光学院高等学校
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>

2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2019年3月
パナソニック株式会社出向
2021年7月
中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>

民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

本年1月より当事務所のパートナーに就任させていただくことになりました。

入所以来、弁護士は専門職であり、顕在化しているかを問わず究極には「争い」を見据えながら、人の機微に触れていく職であるため、経験こそが重要であることを様々な場面で感じてきました。クライアントの皆さまには多様な案件の仕事をさせていただきながら、若手弁護士としての私は経験を積み重ねてまいりました。

さらに2019年3月から2021年6月まで企業に出向する機会をいただき、法務機能として組織の一端となり、ビジネスと二人三脚となってサポートするという経験をさせていただきました。他の機能と共同して働き組織としての成果を出すことや、特定のビジネスについて中の人間の立場で深く理解しながら法律的な観点から意見を述べ、さらには課題解決のために他の必要な機能にも動いてもらうよう働きかけるといった働き方は、基本的には個人を単位として働き、クライアントからの依頼を契機として仕事がスタートする弁護士という職業を最初の職として選んだ私にとり、学びの多い経験となりました。

事務所に帰任後は、訴訟を含めた多種多様な紛争案件での経験を土台にしつつ、組織やビジネスへの理解を強く意識しながら、企業間の取引を中心とした各種案件について課題解決に向けて取り組んでおります。

この度のパートナー就任は、様々な経験を積んでいく若手弁護士を温かく見守ってくださった、クライアントの皆さまをはじめとする多くの方々のおかげです。この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

同時に、クライアントの皆さまからしてみれば、依頼をした弁護士である以上、その人間が事務所においてパートナーの肩書きであるかどうかは関係ないと見られているという意識で、これまでの業務に取り組んでまいりました。パートナー就任により一層の責任感を胸に、クライアントの皆さまには、良い意味で、これまでと変わらない仕事ぶりをお見せすることができればと存じます。

皆さまのお役に立てるよう精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 小川 広将
(おがわ・ひろまさ)

<出身大学>

中央大学法学部法律学科
大阪大学法科大学院

<経歴>

2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、福岡での司法修習を終え、当事務所の一員として大阪事務所にて執務することになりました、小川広将と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官という法曹三者それぞれの立場から実務を学び、弁護士としての道を歩む準備をしてまいりました。修習でお世話になった弁護士の方には、困難な局面でも絶対に諦めない根気と勉強し続ける意欲、そして何より依頼者の願いに応えたいという熱意の大切さを教わりました。

また、企業の法務部で研修を受ける機会にも恵まれました。企業が活動する中では、これまでに正解が示されたことがない未知の法的問題が度々生じます。そのような問題にも徹底的なリサーチと議論を重ね、相談者が求める結果を実現するための解決策を見いだす企業内弁護士の姿から、弁護士の役割とはいかなるものかを学ぶことができました。

私も尊敬する先輩方に倣い、どんなに難しい問題であっても依頼者のために全力を尽くし、依頼者が求めているものを実現するためのより良い提案ができるよう日々研鑽を重ねてまいります。

まだまだ未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう精進してまいりますので、御指導、御鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 町田 諒一郎
(まちだ・りょういちろう)

<出身大学>

立命館大学法学部(早期卒業)
京都大学法科大学院

<経歴>

2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、神戸での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくことになりました、町田諒一郎と申します。

司法修習では、法曹三者それぞれの役割を学ぶことに加えて、修習を通して、弁護士であればどうすべきかということ念頭に置きながら修習をしてきました。特に、依頼者の主張が裁判官や相手方に正確に伝わるにはどうすればいいのかということを目指して学んできました。弁護修習では、企業法務から法テラスまで様々な事件を経験させていただき、どんな内容の仕事でも依頼者の気持ちに耳を傾けることが大切だと感じました。

私は、このような様々な案件に関する修習を通して、依頼者の希望に沿った問題解決をするには、依頼者の希望を正確に理解するためにコミュニケーションを取り、またその希望を裁判において適切に表現することが重要であると感じました。

私は、弁護士業務は依頼者があってこそその職業だと考えておりますので、依頼者に最善のリーガルサービスを提供できるよう努め、一刻も早く皆様からの信頼を得られるように尽力して参りたいと思います。

ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 峯川 弘暉
(みねかわ・ひろき)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、岡山での司法修習を修了し、当事務所の一員として大阪事務所にて執務をさせていただくことになりました峯川弘暉と申します。

司法修習では、法曹三者それぞれの法律問題を解決していく手法を学びました。裁判官や検察官から弁護士の活動がどのように見られているのか実感できたことは、貴重な経験でした。また、弁護士の職務の基本を勉強することもできました。熱意をもって職務に取り組むこと、そして依頼者の方からの信頼を得ることがなにより大切であると感じました。

運がよく自分自身の行動が事件を良い方向に導いたことが一度ありましたが、その時は無上の喜びを感じることができました。このときの経験から、弁護士として、依頼者の方の力になりたいと強く感じるようになりました。

私は今年から弁護士として活動を始めます。弁護士として、成長をすることができるように、一つ一つの仕事に全力を注ぐ決意です。未熟者ではありますが、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひいたします。

弁護士 今井 稜
(いまいりょう)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、さいたまでの司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務することになりました、今井稜と申します。

司法修習を経て、私が弁護士として実践していきたいと考えているのは、「ご依頼者様の利益と納得を最優先に仕事をする事」です。

修習の中で、これは簡単のように見えて意外と難しいことに気がきました。私の指導担当だった弁護士の先生は、とある事件で和解条項を作成してありますが、その和解条項は、ご依頼者様にメリットが大きいものの、同時に譲歩が必要となるものだったため、ご依頼者様はすぐには納得をされず、ご不満のようでした。そのような場面で私の指導担当の先生は、なぜそれがご依頼者様の利益になるのか粘り強く説明し、そのご納得を得たうえで、利益を最大化できる和解を締結していました。

このようなことから、私が仕事をする上では、ご依頼者様の利益を最大化するのはもちろんのこと、しっかりとご納得まで得られるように、丁寧な説明・対応を心掛けようと思います。

まだまだ未熟者で至らないところもあるかと思いますが、誠心誠意努力いたしますので、何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 小山 詩音
(こやま・しおん)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



初めまして。この度、仙台での司法修習を修了し、中央総合法律事務所にて執務させていただくことになりました、小山詩音と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の法曹三者それぞれの立場から実務を学ばせていただきました。法曹三者では、同じ事件であっても事件の見方や考え方は異なることを実感し、弁護士としては、訴訟等に当たっては、依頼者の方だけでなく、裁判官及び相手方当事者が、何を考えているのか理解して訴訟の準備に取り組むことも重要であると学びました。また、弁護修習においては、指導担当の先生の職務に同行させていただく中で、弁護士の職務にあたっては依頼者の方との信頼関係の構築が何より重要であると学びました。依頼者の方の利益を守るための職務を遂行するためにはまず依頼者との信頼関係が必要であり、依頼者の方に信頼していただけるよう、当事務所で日々努力・研鑽を重ね、能力の向上に努めていく所存でございます。

まだまだ未熟者ではありますが、当事務所の一員として皆様のお力になれるよう全力で執務に取り組んで参ります。ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひいたします。

弁護士 三村 侑意
(みむら・ゆうい)

<出身大学>
金沢大学人間社会学域法学類
大阪大学法科大学院

<経歴>
2022年12月 最高裁判所司法研修所修了(75期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、熊本での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくことになりました、三村侑意と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官と法曹三者それぞれの立場から実務での思考過程を学びました。その中で、弁護士は、企業や自治体から依頼を受けて中立的な第三者として紛争解決、監査を求められることもあるということが新たな視点として得られました。また、国際仲裁実務や市役所での行政実務の研修にも参加することができ、自己の見聞を広めることができたと思います。

修習を通して強く感じたことは、法律家には、法的な知識はもちろん、社会の実相についても豊富な知識・経験が必要だということです。紛争を解決すると一口に言っても取り得る手法は複数あり、どれが依頼者にとって一番の利益となるか判断するには、社会の実相を学んだうえで紛争全体を俯瞰的に検討しなければならないと感じました。法科大学院や修習で学んだ法理論を実務に活かすために、法的知識を蓄えていくことと並行して新たな知見を積極的に得ていきたいと考えております。

まだまだ未熟者ではございますが、皆様の信頼に足る弁護士となれるよう精一杯努めて参ります。何卒、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



弁護士

加藤 友香
(かとう・ゆか)

<出身大学>

同志社大学法学部
同志社大学法科大学院

<経歴>

2008年
2級ファイナンシャルプラン
ニング技能士
2010年
宅地建物取引士試験合格
2017年3月
株式会社京都銀行 退職
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(京都事務所)
2022年10月~
同志社大学大学院司法研究科
アカデミックアドバイザー

<取扱業務>

民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

特定商取引法・消費者契約法の改正

弁護士 加藤 友香

第1 はじめに

2022年夏号でも概要をご説明しましたとおり、令和3年6月9日、改正特定商取引法が成立し、一部の改正を除き、令和4年6月1日に施行されています。今回の改正では、インターネット通販等の通信販売のうち、特に詐欺的な定期購入商法対策を目的とした表示規制が新設され、昨今活性化しているEC(電子商取引)を利用する事業者の皆様には対応が必要となる改正がなされましたので、消費者庁より公表されている参考の表示画面等も踏まえ、改めてご説明いたします。

また、令和4年5月25日、改正消費者契約法が成立し、令和5年6月1日に施行されることになりました。今回の改正では、契約取消権の追加、解約料の算定根拠の説明義務、免責が不明確な条項の無効などが主な改正の柱となっており、BtoCビジネスを展開する事業者の皆様においては、大きな実務上の影響があると思われるため、改正概要及び来年の施行に向けて今から対応すべき内容についてご説明いたします。

第2 特定商取引法の改正について

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

令和3年改正では、主に以下3つの点について改正がなされました。

1 通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策

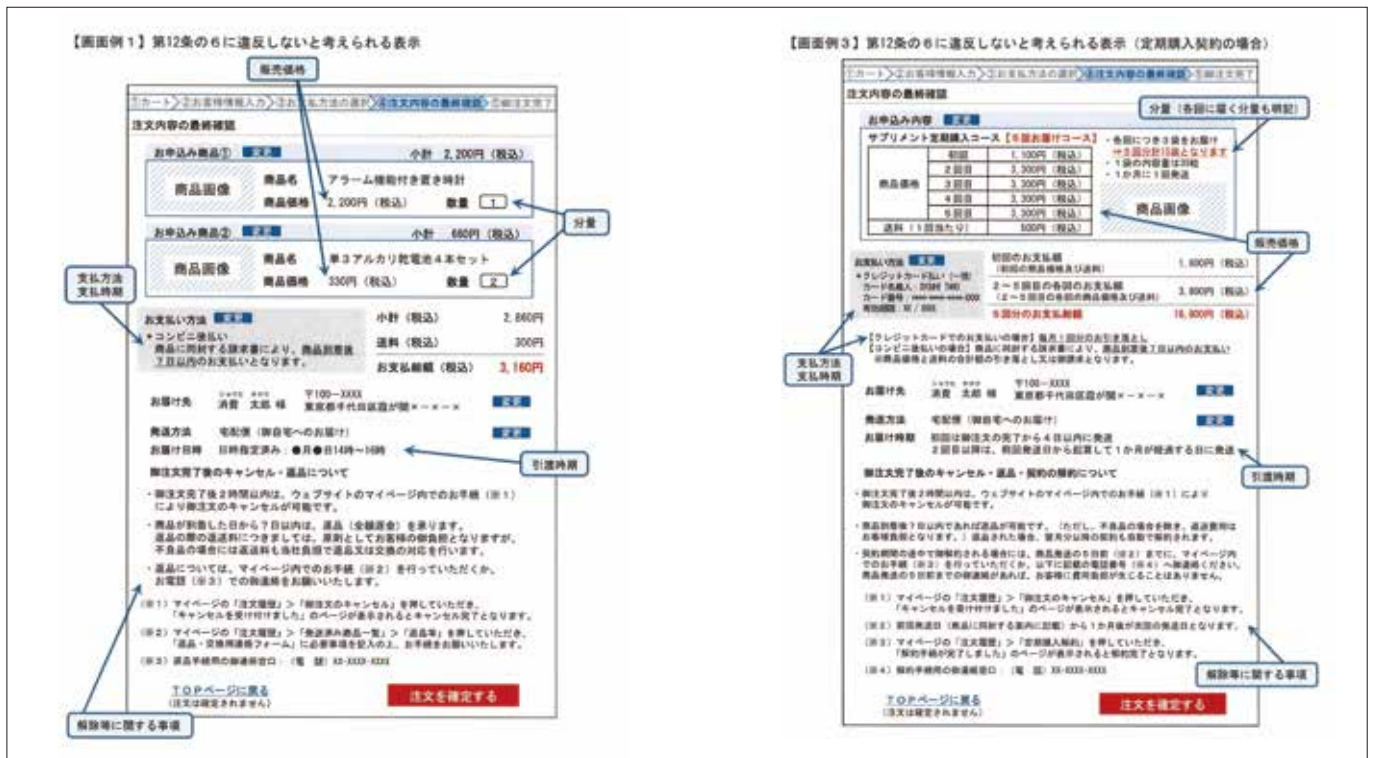
詐欺的な定期購入商法(「初回無料」や「お試し」との表示があるのに実際には定期購入が条件となっていた、「いつでも解約可能」と表示してあるのに実際には解約に細かい条件があった等)の増加を受け、令和3年改正では、詐欺的な定期購入商法対策を目的とした改正がなされました。

具体的には、消費者の申込時に表示すべき内容を法律で直接規定し(12条の6)、法定する申込時の表示内容を表示しない、または虚偽の表示を行う事業者への罰則が規定されました(14条、15条)。また、表示違反が原因で誤認に

陥ったことで行った申込に対して取消を認める民事上の救済制度が規定されました(15条の4)。その他、法定返品制度に関連して申込の撤回又は解除を妨害する不実の告知行為は禁止され(13条の2)、違反した業者に対する罰則が規定され(14条、15条)、定期購入でないことと誤認させる表示や法定返品権の解除妨害等は適格消費者団体による差止請求の対象とされました(58条の19)。

販売の申込み段階において、販売事業者に対し、表示が義務付けられる事項(12条の6)は、①分量(定期購入の場合、各回に引き渡す分量+総分量)②販売価格・対価(定期購入の場合、各回の代金+代金の総額)③支払時期・支払方法④引渡時期・移転時期⑤申込みの期間がある場合、その旨・その内容⑥申込みの撤回・解除に関する事項(定期購入の場合、解約の申出に期限がある場合はその申出期限、違約金その他不利益が生じる契約内容である場合はその旨及びその内容)です。

カタログ・チラシ等を利用した通信販売については、申込書面、インターネットを利用した通信販売については、最終確認画面に相当する画面が表示の対象となります。原則として、申込書面については、申込書面に該当する枠内に全ての事項を表示する必要があり、最終確認画面における表示については、最終確認画面上に全ての事項を網羅的に表示する必要があります。形式上、全ての事項を申込書面や最終確認画面に表示・記載できない場合や全ての事項を表示・記載するとわかりにくくなる場合等については、消費者が明確に認識できることを前提として対象となる表示事項・参照箇所を明記し、広告の参照箇所等を参照させる形式も可能とされています。「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」¹⁾に書面や画面の具体例で示されておりますので、ご参照下さい。なお、画面の一例(画面例1、3)は次の通りです。



2 消費者利益擁護推進のための規定の整備

(1) クーリング・オフ通知のデジタル化

改正前の規定では、消費者がクーリング・オフを行う際、「書面」(紙媒体)により行うこととされておりましたが、改正法により、書面だけでなく電子メール等の電磁的記録による通知によってクーリング・オフを行うことも可能となりました。

改正を踏まえ、事業者は、契約書面等に電磁的記録でのクーリング・オフが可能であることを記載するとともに、ウェブサイトやクーリング・オフ専用フォームを設けることやクーリング・オフ専用のメールアドレスを用意することなどの対応を行うことが考えられます。また、消費者とのトラブル(メール等を送った、届いていない等)を防止するため、事業者は、電磁的記録によりクーリング・オフを受けた場合、消費者に対し、クーリング・オフを受け付けた旨について電子メール等で連絡することが望ましいとされており、メールの自動返信機能を導入することも一案として考えられます。

(2) 事業者が交付すべき書面のデジタル化(令和5年6月16日までに施行)

令和3年改正により、販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付については、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等に代えてその記載事項を電磁的方法により提供することができることとなりました。事業者が交付すべき書面のデジタル化については、悪徳事業者が法改正を悪用し消費者が納得しないうちに契約を締結させることや高齢者や若者が不利な契約を締結した場合に周囲が発見できないとの懸念が指摘されており、消費者の承諾の要件を厳格に定めることにより消費者トラブルを回避することが検討されています²。また、検討会では、承諾取得の方法として、事業者は、適合性を有する消費者の真意に基づく電磁的方法による提供

への承諾の事実が、事業者に証拠として残る方法(加えて、消費者の手元に控えが書面で残る方法)により承諾を取得すべきとしており、単に口頭やチェックボックス等の簡便方法による理解ではなく、自筆署名や重要事項について理解の上で必要事項を入力する等、消費者の自覚が促され、記録が残る方法とすべきとしているため、今後これらを踏まえた対応が必要になると考えられます。

第3 消費者契約法の改正について

消費者契約法は、消費者と事業者間で行われる取引についての情報量や知識、交渉力の格差などを踏まえ、不利な立場にある消費者を保護することを目的とした法律であり、消費者と事業者とのすべての取引(消費者契約)に適用され、不当条項の無効、事業者の一定の行為により消費者が誤認又は困惑したときの契約の取消、平均的な損害額を超える部分の解約料(キャンセル料)条項の無効など、消費者契約の民事ルールを定めています。

令和4年改正では、主に以下の4つの点について改正がなされました。

1 契約の取消権の追加・拡充(4条3項)

困惑類型(事業者の一定の行為により消費者が困惑し、契約を締結した場合における取消権)として、①勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合(3号)②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合(4号)③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合(9号)が追加されました。

2 解約料の説明の努力義務(9条2項、12条の4)

現行の消費者契約法9条1号は、契約の解除に伴い消費者が支払う損害賠償の額または違約金を定めるについて、解除に伴い事業者が生ずべき「平均的な損害」の額を超え

る部分は無効とすることを定めています。しかし、「平均的な損害」の額は、事業者固有の事情であり、その主張立証に必要な情報は事業者に偏在していることが多いため、消費者がこの額を主張立証することは困難であることが従来より指摘されていました。

そこで、令和4年改正では、消費者に対して解約料の算定根拠を説明することが事業者の努力義務とされました。また、本規定の趣旨を貫徹すべく、適格消費者団体に対しても同様の努力義務が課されました。具体的な内容は以下の通りとなります。

	消費者への説明義務 (9条2項)	適格消費者団体への説明 義務(12条の4)
要件	①消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項に基づき、損害賠償または違約金の支払いを請求する場合 ②消費者から説明を求められたとき	①予定された損害賠償の額と違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が「平均的な損害」の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるとき ②適格消費者団体から要請があったとき ③内閣府令で定めるところにより
説明すべき事項	算定の根拠の概要	算定根拠(概要ではない)算定根拠に営業利益が含まれるなど正当な理由がある場合は除かれる

令和3年9月の「消費者契約に関する検討会」の報告書³では、説明内容としては、違約金の額は「平均的な損害」を下回ることが必要であること(9条1項1号)を前提に、どのような考慮要素および算定基準に従って「平均的な損害」を算定し、違約金が当該「平均的な損害」の額を下回っていると考えたのかについての概要を説明することになるとされています。

また、説明の方法としては、検討会報告書では、個々の消費者に説明する方法のほか、ホームページ等で説明する等様々な方法があり得るとされており、事業者は事業の特性に合わせた合理的な説明方法を選択できると考えられますが、改正法の施行に向けて、説明資料を準備する(場合によっては解約料を見直す)等の対応が必要となると考えられます。

3 免責の範囲が不明確な条項の無効(8条3項)

サルベージ条項とは、ある条項が強行法規に反し全部無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の契約条項をいいます。例えば、「法律上許される限り事業者の損害賠償責任を免除する」「法律上許容される場合において事業者の損害賠償額の限度額を〇万円とする」といった条項がこれに該当します。このような条項は、消費者にとって契約条項のうち有

効とされる範囲が不明確であり、結果として消費者による法律上可能な権利行使が抑制されることや仮に消費者が無効を主張するとしても不安定な地位に立たされること等が指摘されていました。

そこで、令和4年改正では、サルベージ条項が不当条項の1つとして追加され(8条3項)、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、損害賠償責任の免除が軽過失の場合のみ対象としていることを明らかにしていない条項は無効とすることが規定されました。令和4年改正法施行後は、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、損害賠償責任の免除が事業者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されること(軽過失の場合のみを対象としていること)を明らかにしていない条項は、無効となるため、契約書にサルベージ条項を使用している場合は、契約書文言の修正等の対応が必要となります。修正する文言としては、「当社の損害賠償責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、顧客から受領した本サービスの手数料の総額を上限とする」や「賠償額は〇万円を限度とします。ただし、事業者の故意又は重過失による場合を除きます」といった内容が考えられます。

4 事業者の努力義務の拡充(3条1項、12条の3等)

令和4年改正では、契約締結時において、①消費者の年齢や心身の状態を事業者が知ることができた場合には個々の理解に応じた丁寧な情報提供を行うこと(3条1項2号)、②定型約款の内容の開示を求める消費者の請求(民法548条の3第1項)を行うために必要な情報を消費者に提供すること(3条1項3号)(消費者が定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じている事業者は対象から除かれます。)③消費者の求めに応じて、消費者が解除権を行使するための必要な情報を提供すること(3条1項4号)が事業者の努力義務とされました。

そのため、事業者としては、消費者が解除権を行使するために必要な情報については、あらかじめウェブサイト等においてキャンセルポリシー等の形で表示しておくことや解除方法について記載しているホームページ等の表記を分かりやすくすること等の対応を行うことが考えられます。

このほか、令和4年改正では、事業者が適格消費者団体の要請を受けた場合に、契約条項を開示する努力義務も定められました(12条の3)。

1 通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン【令和4年2月9日付通達別添】
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_07.pdf

2 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書(案)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/assets/consumer_transaction_cms101_221003_2.pdf

3 消費者契約に関する検討会報告書【令和3年9月】
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/assets/consumer_system_cms101_210910_01.pdf

2022年 Globalaw年次総会参加報告(ボストン)

弁護士 本行 克哉
弁護士 大口 敬

弁護士法人中央総合法律事務所は、世界130都市、80以上の法律事務所、3000人以上の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2022年9月に米国ボストンにて年次総会が開催され、当事務所からは中務正裕弁護士、中務尚子弁護士、本行克哉弁護士、大口敬弁護士、新澤純弁護士、アダムニューハウス弁護士が参加いたしましたのでその一部をここにご紹介いたします。

1 年次総会の開催

9月の終わり、ボストンの法律事務所Hinckley, Allen & Snyder LLPの主催により開催された年次総会には、世界各地から多くの弁護士が参加し、4日間にわたり様々なセッションやセミナーが行われました。

コロナ禍の影響により久しぶりのGlobalawイベントとなりましたので、参加者の熱気は高く、開催できることを皆で喜びました。米国ではコロナは既に収束したような扱いで、滞在中マスクをつけている人を見かけることはありませんでした。以前は当たり前だった「表情の見える会議」を久しぶりに経験し、できなくなったからこそ気づくその良さを強く感じました。特に年次総会はセッションやセミナーの内容も勿論重要ですが、ネットワークをつなげるからこそが意味を持つ場でもあるので、顔が見えるメリットは非常に大きいものがあります。日本ではまだ先になるかもしれませんが、やはりマスク越しよりはクライアントの皆さまの表情を見ながら仕事を進めることが、筆者(大口)の働き方にはあっていると感じたところです。



2 新しい働き方

コロナ禍を経て出てきた議題として、ご多分に漏れず法律事務所業界においても、また国を問わず、新しい働き方が課題となっています。リモートワークを週に何回行っているのか、事務所として認めているかなど、まさに世界で同時に問題となったものであり、どこの国が進んでいるというわけではなく、まだ世界中が手探りの段階ということがよくわかりました。若手は積極的なのにベテランからはコミュニケーションや教育等の観点から懸念が示されるというのも、地域にかかわらず同じ傾向のようです。筆者(大口)が企業で勤務していた際には法務部のような間接部門は比較的にリモートワークに向いているという印象を受け、法律事務所も同様かとも考えているのですが、懸念事項となっているコミュニケーションや教育については、リモートワークの継続によるその影響を数年単位で見なければ判明しないこともあり、具体的な結果をふまえての議論というのはまだ先になりそうです。

3 サイバーセキュリティ

クライアントの機微情報を取り扱う法律事務所にとって情報管理は最重要事項であり、その認識はどこの国の法律事務所も変わりありません。インターネット上の脅威に対応していくことは、世界中の法律事務所の強い関心事項であり、本会議でもサイバーセキュリティについての取り組みが熱く議論されました。この点も世界中の法律事務所が同時に直面している問題であり、参加者の関心が高く、機密データの管理方法、セキュリティポリシー、データ保護ツール、データの廃棄、サイバー保険、インシデントレスポンスといった項目について各国の法律事務所がどのような取り組みをしているのか質疑が絶えませんでした。当事務所でもサイバーセキュリティにはとりわけ慎重に重点を置いているところではありますが、新しい働き方と同様、まさに世界中で直面している問題ということ意識すると、改めて最大限の注意を払わなければならないと再認識させられたところです。

4 Kirkland & Ellis訪問

ボストン訪問中に、中務正裕弁護士と本行弁護士が過去に客員弁護士として勤務していたアメリカの大手法律事務所であるカークランド&エリス(Kirkland & Ellis LLP)のボストン事務所を訪問いたしました。その際に面会した同事務所パートナーのNoah Frank氏は理系のバックグラウンドをもつ知的財産権専門の弁護士であり、そのチームメンバーも同様でした。同事務所は所属弁護士数が3000人を超えるアメリカのトップローファームの一つですが、ボストンオフィスだけでも約90人の幅広いバックグラウンドを有する弁護士が活躍していました。日本もロースクール制度を導入していますが、制度導入にあたって目指したのはこういう姿なのだろうと、筆者(大口)の(法学部からのロースクールという)自分の経歴をつい比較してしまいました。なお、リモートワークはアメリカのトップローファームも例に漏れないところで、訪問した日は金曜日だったということもあり、オフィスはがらがらでした(そのためか眺望が抜群の広い会議室を準備いただきました)。



左から本行弁護士、Noah氏、中務尚子弁護士、中務正裕弁護士、筆者(大口)



中務正裕弁護士、オフィスは素晴らしい眺望でボストンの街を見渡せます。



裁判所の中のスペース

5 新澤弁護士

Globalawの主要ファームの一つ、テキサスを拠点とするジャクソンウォーカー(Jackson Walker L.L.P.)という法律事務所において、カリフォルニア大学ロースクールへの留学を終えた新澤弁護士が勤務しております。今回新澤弁護士はJackson Walker L.L.P.の弁護士とともにボストン会議にやってきました。筆者(大口)には期の近い後輩弁護士であり、「若手弁護士」という認識でいた新澤弁護士が、留学とJackson Walker L.L.P.での勤務を通じて逞しさのあふれる弁護士に成長しており、筆者(大口)のみならず事務所メンバーは皆感動を覚えたところでした。日本で新澤弁護士と早く一緒に仕事がしたい、皆がそう思ったことは言うまでもありません。



新澤弁護士、Kirkland & Ellisのオフィスにて。すっかり遅くなりました。



中務尚子弁護士とホストファームの弁護士、談笑中。

7 おわりに

Globalawでは年次総会のみならず、アジア太平洋、ヨーロッパ、アメリカという地域別の会議も行われており、各会議においては最新のテーマに基づいて活発な議論を行い、情報を共有し、そして関係性を深めております。当事務所はこのようなネットワークに深く入り込み、同ネットワークを通じてクライアントの皆さまの様々な国際案件のニーズに対応できるよう体制を整えておりますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

6 GALAディナー

4日間の会議期間の最終日には参加者全員によるディナーが開催されましたが、その場所はなんとボストン連邦裁判所です。裁判所の建物の中にパブリックスペースがあり、そこにテーブルが並びます。日本の裁判所では考えられない利用方法であり、また建物内部のデザインも裁判所とは思えないようなものでした。各国の裁判所を訪問させていただくこともありますが、このような開放感、洗練度は見たことがなく衝撃的でした。素晴らしいディナーの場所で、別れを惜しみつつ、各国の弁護士と語らい関係性を深めることができました。



ファイナンシャル・ランナーズ駅伝のご報告

弁護士 小林 優 吾

毎年冬の恒例行事、「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝」が、昨年12月3日(土)、開催されました。本大会は、金融業界に関係する方々が、「チームで襷を繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展への繋げていく」という理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会主催で開催されており、開催9年目となる昨年は、合計232チームがエントリーしました。本大会の会場である東京都立川市の国営昭和記念公園は、箱根駅伝の予選会の会場ともなっております。

競技の内容は、5キロメートルのコースを1チーム4名で襷を繋ぎ、計20キロメートルを走るというものです。「男性の部」、「女性の部」、「男女混合の部」の3部門があり、部門ごとにタイムを競い合います。当事務所は、第1回大会より、同大会に協賛するとともに、チームとしても参加しております。本大会においても、当事務所中務嗣治郎会長がスターター及び各部門の優勝チームの表彰式プレゼンターを務めました。また、駅伝には、男性の部に、大阪事務所から1組、東京事務所から1組の計2チームがエントリーしました(当事務所より2チームが参加するのは3年ぶりです)。日頃から精力的に走り込みを行い、フルマラソンも完走する者から、本大会を機に走りはじめた者など、大阪、東京から様々な思いを持った参加者が集まりました。

私は初出走でしたが、同じく初出走となる同期の木村弁護士とタイムを競い合いながら、切磋琢磨してきました。もともと長距離走は得意ではなかった上に、長距離を走るの高校生の時以来ということで、久しぶりに走ってみたときは、5キロメートルの長さに絶望しました。しかしながら、練習を重ねるうちに、走ることが楽しくなり(嘘ではございません)、週に2、3度はランニングをするようになりました。木村弁護士は、もともとランニングを趣味としており、スティックに走り込み、順調にタイムを伸ばし続け、絶好の状態の本番を迎えることになりました。

当日、会場の最寄り駅である西立川駅の改札を出ると、ランナーや応援に来られている方々で、既に熱気に溢れていました。予想以上の盛り上がり、初出走となる私のテンションも上がりました。また、当日は、天候にも恵まれ(日頃の行いが良いためか?、本大会は奇跡的に9年連続晴天です)、走っている際は、半袖、半パンで丁度よいくらいの天候でした。



出走前に円陣を組む駅伝参加メンバー

開会式を終え、中務会長のスターターピストルが鳴り響き、駅伝がスタートしました。当事務所は、事務所の名前が入ったオリジナルTシャツを着用し、それぞれ持てる力を存分に発揮しました。私も、当事務所の弁護士や事務員の激励、他の参加チームの方々からの暖かいご声援により、襷をつなぐことができました。



ラストスパートをかける大口弁護士



ラストスパートをかける私

その後、表彰式が行われ、各部門の優勝チームには、中務会長より、賞状、トロフィー及び記念品が贈呈されました。

本格的な冬の訪れと共に毎年開催されるファイナンシャル・ランナーズ駅伝は、今年も12月2日(土)に開催される予定とのことです。今年の大会は記念すべき10回目の大会となり、より一層の盛り上がりが期待されます。普段、金融業界でお仕事をされている読者の皆様にも、是非ご参加いただき、ランニングの楽しさを共に感じていただければと思います。



月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて

弁護士 小林 優吾



弁護士
小林 優吾
(こばやし・ゆうご)

<学歴>
中央大学法学部法律学科
慶応義塾大学法科大学院
(司法試験合格のため)中退

<経歴>
2022年4月 最高裁判所
司法研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
企業法務、会社法務、
民事法務、家事相続法務
訴訟・紛争解決

1 はじめに

労働基準法上、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は、50%以上となっております(労働基準法37条1項ただし書)。中小企業¹においては、これまで当該規定の適用が猶予されておりましたが、令和5年4月1日より、猶予措置が廃止され、中小企業においても、月60時間超の時間外労働の割増賃金率は50%以上に引上げられます。中小事業主の皆様におかれましては、就業規則の変更などの対応が必要となる場合がございます。

そこで、本稿では、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げに関連する労務関係について取り上げます。

2 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて

中小事業主に対しては、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定の適用が猶予されておりましたが、今般、中小事業主に使用される労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、中小事業主に対しても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定が適用されることとなりました²。

深夜労働との関係でいえば、月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、割増賃金率は、深夜割増賃金率25%以上+月60時間を超える時間外労働の割増賃金率50%以上=75%以上となります。

休日労働との関係でいえば、月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日³に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます(なお、法定休日労働の割増賃金率は、35%以上と定められております(労働基準法37条1項本文))。

月60時間を超える時間外労働については、過半数組合(それが無い場合は過半数代表者)との間で、労使協定を結ぶことにより、引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇(代替休暇)を付与することができます(同条3項)。なお、労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得する否かは、労働者の意思により決定されますので、使用者において、代替休暇の取得を強制することはできません。

3 中小事業主の対応について

中小事業主の皆様におかれましては、割増賃金率の引上げに対応する必要があります。

令和5年4月1日以降、対応できていなかった場合には、割増賃金不払いとなってしまう、労働基準法違反となりますので、注意が必要です。

まず、就業規則について、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上となっているかを確認する必要があります。中小企業における時間外労働の割増賃金率は、これまで月60時間を超える時間外労働であっても、25%以上となっていました。そのため、中小企業における就業規則では、時間外労働の割増賃金率を一律25%と規定されているケースも多かったかと思われます。そのような場合には、引上げに対応するため、就業規則を変更する必要があります。就業規則の変更にあたっては、「モデル就業規則」(厚生労働省)も参考となります。就業規則の記載例として、以下のようなものが考えられます⁴。

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1)1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ①時間外労働60時間以下……25%
 - ②時間外労働60時間超……50%
- (以下、略)

また、代替休暇制度の導入についても、事前に検討しておくことが望ましいです。使用者には、代替休暇制度を導入する義務はありませんが、労働者の休息の機会を確保するなどの観点から、労使協定を結んで、代替休暇制度を導入するということも考えられます。新たに代替休暇制度を導入する場合には、代替休暇に関する事項を就業規則に記載する必要があります⁵。

4 おわりに

本稿では、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて解説させていただきました。繰り返しとなりますが、令和5年4月1日より、引上げとなります。中小事業主の皆様におかれましては、事前にその内容を把握し、対応しておく必要があります。

1 業種毎に「資本金の額または出資の総額」・「常時使用する労働者数」の観点から、判断されます。詳細は、平成21年5月29日基発第0529001号。
2 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「働き方改革関連法のあらまし(改正労働基準法編)」26頁
3 使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません(労働基準法35条)。これを「法定休日」といいます。
4 厚生労働省・中小企業庁リーフレット「2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」
5 平成21年5月29日基発第0529001号



弁護士

新澤 純
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

実務研修先紹介(ジャクソン・ウォーカー法律事務所)

弁護士 新澤 純

第1 はじめに

私は、現在、Jackson Walker LLP(ジャクソン・ウォーカー法律事務所)のダラスオフィスで、実務研修をさせて頂いております。前回号で、テキサス州の概要について簡単にご報告させて頂きましたが、今回は、ジャクソン・ウォーカー法律事務所がどのような法律事務所であるのかをご報告させて頂ければと思います。

第2 ジャクソン・ウォーカー法律事務所

ジャクソン・ウォーカー法律事務所は、1887年に、創業者がダラスで弁護士業務を始めたのが端緒とされており、135年の歴史を持つ伝統的な法律事務所です。現在では、テキサス州内に7つのオフィス(ダラス、ヒューストン、オースティン等)と、475人以上の弁護士を擁するテキサス州最大の法律事務所となっています。

私が研修しているダラスオフィスには、200人程度の弁護士が所属しています。ダラスオフィスはもちろん、事務所全体で、日本人は私1人だけですが、後述のとおり、多様性を重視しており、私も非常に温かく迎え入れて頂いております。

私は、Corporate & Securities Practice Group(コーポレート部門)に所属しており、主に、LLC(Limited Liability Company)の設立、ジョイントベンチャーの設立、Shareholders' Agreement(株主間契約)及びStock Purchase Agreement(株式譲渡契約)のドラフトやリーガルチェックなどをさせて頂いております。

ジャクソン・ウォーカー法律事務所の強みや特徴としては、以下の点が挙げられます。

①テキサス州に根ざしている点。135年の歴史を持っており、テキサス州議会、テキサス州規制当局、テキサス州最高裁判所(日本と異なり、米国には州ごとに最高裁判所があります。もちろん、連邦の最高裁判所もあります。)において、非常に豊富な経験やノウハウを有しています。

②価格競争力。ジャクソン・ウォーカー法律事務所は、全米規模の他の法律事務所が分散してオフィスを構えているのに対し、戦略的にテキサス州内にのみオフィスを構えることとしているため、一般諸経費を低額に抑えることができ、その結果、価格競争力のある弁護士費用を提供することができます。

③円滑、緊密で、ワンストップのサービス。上記のとおり、ジャクソン・ウォーカー法律事務所は、弁護士数こそ多いですが、州内にのみオフィスを構えることとしているため、弁護士同士が、緊密に連携し合い、互いに協同することができます。また、プラクティスグループは、コーポレート、訴訟、不動産、ファイナンス、知的財産、資源・エネルギー、人事労務、税務、移民関係など多岐に亘っており、事務所全体として、ワンストップの法的助言を行うことができます。

④ダイバーシティ&インクルージョン。ジャクソン・ウォーカー法律事務所では、多様性や包括性(=あくまで一例ですが、企業内で多様な人々が

互いに個性や価値観、考え方を認め合い、一体感を持って働いている状態と考えて頂ければ分かりやすいかと思います)が重視されています。例えば、2022年の新人アソシエイト弁護士18名のうち16名が、女性であるか、または、人種の・民族的多様性を有する弁護士となっています(敢えて誤解を恐れずに言えば、黒人もヒスパニック系もアジア系(ネパールやトルコにルールを持つ弁護士等)もいる、ということです)。また、女性比率で言うと、全弁護士のうち35%以上が女性であり、所内経営委員会の半数近くも女性が占めている(9名中4名が女性)、とのことでした。

⑤国際的なネットワーク。ジャクソン・ウォーカー法律事務所は、全米及び海外60か国以上に所在する法律事務所の世界的なネットワークであるGlobalawの創立メンバーの一つです。したがって、テキサス州に根ざしているとは言いましたが、決してドメスティックな事務所ではなく、日常的に国際的な法的助言を行っています。中央総合法律事務所も、このGlobalawのメンバーであり、今回私が実務研修させて頂けることになった経緯もこのGlobalawによるところが大きいと、非常に感謝しております。



第3 最後に

今回は、ジャクソン・ウォーカー法律事務所の概要についてご報告させて頂きました。私の米国留学も(執筆時点で)1年4か月程度が過ぎ、残すところあと7か月余りとなって参りました。米国や他の外国の弁護士とのネットワーキングも順調で、英語も、読み書きに加えて、少しは聴き喋りがスムーズになってきたように思います。引き続き、留学目的に専念しつつ実務研修に励み、実りの多い留学生活を送ることができるよう頑張りたいと思います。



弁護士
北川 健太郎
(きたがわけんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記 捜査の秘密と報道機関

弁護士 北川 健太郎
(オブカウンセル)

捜査の生命線は秘密の保持です。特に、逮捕情報が報道機関に漏れ「○○事件、近日中に被疑者逮捕へ」などとやられると目も当てられません。被疑者が逃走したり、重要な証拠も廃棄されることを覚悟しなければならず、捜査自体が暗礁に乗り上げてしまうこともあり得ます。したがって、例えば、某地検では、記者対応の窓口を原則として部長だけとして検察官・事務官には記者との接触を禁止しており、捜査に看過し難い影響を与える報道(誤報等)や取材活動があれば、組織として取材対応をお断りすることもあります(いわゆる出入禁止)。

とはいえ、特捜部を担当する記者は優秀な上、彼らも他社に出し抜かれたりすると自分に対する評価に重大な影響がありますから必死であり、どこからともなく事件の情報を入手すると、あの手この手の取材活動を行ってきます。例えば、上記の禁止を承知で担当検察官に接触を試みたり、被疑者、被害者、参考人、弁護士ら関係者に直撃取材をしたり(被疑者逮捕時の捜索で記者の名刺が発見されることもよくあります。)、地検の人と車の出入りを昼夜を問わず監視したり、特捜部の使用車両を尾行するなどし、何とかいつ誰を逮捕するかを察知しようとする。

このように、捜査においては、被疑者逮捕が視野に入った瞬間から、捜査それ自体とは別に、捜査情報をめぐる報道機関との厳しい戦いがスタートすることになるわけです。捜査側の対策も様々であり、もはや裏技ですが、逮捕前日に記者クラブとの懇親会を開催して記者たちを油断させたこともあったと聞いたことがあります。以後もう二度と引かからないと思えますが。

このような捜査をめぐる記者との間の攻防で、ちょっと毛色が変わったものとして、私が地方のある地検に勤務していたときの出来事があります。当時、私が責任者となって、他庁の応援も受けて庁を挙げての大規模な事件の内偵捜査をしていました。逮捕・起訴すれば、全国的にもインパクトがある事件でしたが、各社記者には、何か捜査をやっているなということに気付かれてはいても、幸いにして、それ以上の具体的情報を知られないまま逮捕日までこぎ着けることができました。そして、このまうまくいけ

ば、逮捕発表の段階で報道機関が事件を知るという理想的な展開になるはずでした。

ところが、夜明けとともに現場に派遣した逮捕・捜索班から、某テレビ局のA記者(女性)が現場まで追尾してきて撮影等の取材をしているとの連絡が入り、それまで全くノーマークであっただけに「逮捕情報が漏れていたのか。」とびっくしました。そして、同記者から、間もなく地検への取材申込みがあり、捜索を途中から知った地元紙記者とともに他社には先行する形で午前の記者対応を行いました¹。そのとき、私から逮捕事実や被疑者氏名を説明したのですが、どれだけの情報が漏れていたのかと警戒しながらやりとりするうちに、A記者が事件の内容をほとんど知らないことに気付きました。逆に、どうして強制捜査の日が分かったか聞きたいくらいでしたが、取材源を聞けるはずもなく疑問だけが残りました。

真相が判明したのは起訴を終えた捜査完了後のことで、ネタ元は、この事件の捜査は担当していなかったものの、捜査部門の幹部として情報が入っていたBさんでした。A記者とは同じテニスグループで懇意にしており、逮捕が迫った日にたまたまテニスをした際、前々から捜査の気配を察知していたA記者がかまをかけて「今度捜索やるんですね。」と聞いたところ、Bさんは、正に絶妙のタイミングであったことから、私などに取材して情報を得ているものと勘違いし、つい「俺は行かんけどな。」と言ってしまったそうなのです。それ以上のやりとりはなく、その後、A記者は、事件の詳細も知らないままに連日早朝からハイヤーを手配して地検を見張っていたということでした。いずれにしろ実害は全くなく、思わず笑ってしまったBさんの余りの人のよきよりも、A記者の勘の鋭さと粘り強さに感心するとともに、日頃から「マスコミ対策」と称して記者たちと飲んでいたため、捜査員から真っ先に情報漏えいを疑われていた私の信用も辛うじて回復できたという次第です。なお、Bさんに対しては、その後の飲み会における格好のネタにされてしまう処分がありました。

1 通常の記者対応は午後ですが、新聞社には夕刊(午前中が記事の縮切)、テレビ局には昼前のローカルニュースがありますから、その前に正確な情報提供しておくことは広報面で親切というだけでなく、誤った報道を防ぐ意味もあります。

● 勧告的決議の決議要件と決議成立の法的意義

弁護士 森本 滋
(オブカウンセル)
(京大大学名誉教授)

種々様々な性質の異なる事項が目的事項となり得る勧告的決議の決議要件は目的事項の性質に応じて適宜定めることができますが、原則として普通決議となります。

今回は、敵対的買収対応策としての大規模買付ルール不遵守の場合の対抗措置である差別条項付新株予約権無償割当て承認決議の決議要件(普通決議か特別決議か、MoM決議が認められるか)について検討し、これを通して勧告的決議の法的意義を再確認することとします。

1 差別条項付新株予約権無償割当て承認の決議要件

平時に普通決議による承認を得て大規模買付ルールを導入しておけば、不遵守の場合の対抗措置発動は取締役会限りでできると解されてきましたが、近時は、この場合にも株主総会の普通決議による承認を求める例が増えています。

有事に特定の買収者を標的として導入された大規模買付ルール不遵守の場合の対抗措置である差別条項付新株予約権無償割当て承認決議について、ブルドックソース事件に係る平成19年最高裁決定にも配慮して、特別決議事項になるとする見解もありましたが、富士興産事件に係る令和3年8月10日東京高裁決定は、公開買付けによる買収に対する対抗措置の発動が必要か否かの判断は、現経営陣と買収者側のいずれに経営を委ねるべきかという株主の経営判断の問題であるから、株主総会の場で、会社の利益帰属主体である株主の多数が当該買収に対してその発動が必要であると判断した場合には、その判断は合理性があるものとして尊重されるべきであり、特別決議による必要性はないとしました。

2 勧告的決議が成立したことの法的意義

勧告的決議は、会社の最高の意思決定機関としての株主総会が会社意思を確定する「決議」ではありません。それは、取締役会が決定権限を有する経営事項のうち株主の利害に重大な影響を与える事項や取締役利益相反関係が認められる事項について、取締役会の経営判断の合理性や公正さを確保して法的安定性を高めるため、株主の意思を確認する「株主の意向投票制度」です。

裁判例において、株主の圧倒的多数が賛成したと指摘され、僅差で可決されたことが差別条項付新株予約権無償割当て差

止めの仮処分認容の理由の一つとされています。勧告的決議が可決成立することにより、当然に取締役会の決定(差別条項の必要性と相当性の判断)が適法かつ公正なものとなり、当該新株予約権無償割当てに差止め事由がないことになるわけではありません。裁量範囲が取締役会よりも広く、また、取締役のような利益相反関係の認められない多数株主が承認したことを尊重して、取締役会の決定の適法性や公正さが推認されるにすぎません。これが勧告的決議の法的意義であり、裁判所においては、過半数ぎりぎりでも可決成立したか、圧倒的多数の株主が支持したか等も考慮して、取締役会の意思決定の適切さや公正さが最終的に判断されます。

3 MoM決議

勧告的決議についても基本的に株主総会決議に関するルール(1株1議決権原則)が適用されますが、東京機械製作所事件に係る令和3年11月9日東京高裁決定は、差別条項付新株予約権無償割当て承認決議について、買収者(さらに、経営者)の議決権行使を排除し、それ以外の「一般株主」だけが議決権を行使する、いわゆるMoM決議を認めました。

この決議は、買収者が大規模買付ルールを遵守しなかったために株式売却の判断をしなければならない株主が適切に判断を下すための十分な情報と時間が確保できないことから、会社の企業価値のき損ひいては株主共同の利益が害され、それを防止するために対抗措置を講ずべきであるという経営陣の判断の是非を問うものです。買収者は情報・時間不足から保護されるべき「株主」ではないとして、MoM決議を正当化することができます。

なお、上記東京高裁決定は、MoM決議を正当化するに際して、TOBによらない大量の市場買付けが強度の強圧性を有すること強調し、当該株主総会の性質、目的、制限を受けた株主の持株比率、当該制限の趣旨、当該総会における議論の状況や議案の賛成率等も総合的に判断して、1株1議決権原則や普通決議要件の趣旨に反するかどうか検討するのが相当であるとしています。勧告的決議は、取締役会の決定の適法性や公正さを推認させるにすぎません。MoM決議が成立しても、裁判所は、当該総会における議論の具体的状況や議案の賛成率等を踏まえて、差別条項の必要性と相当性について実質的に判断することになります。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周
弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬
弁護士 江藤寿美怜	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純 <small>(取締役)</small>	弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 <small>(議事)</small>	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大
弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 <small>(取締役)</small>	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕	弁護士 榎本 陽	弁護士 加藤 友香
弁護士 小林 優吾	弁護士 佐藤 諒一	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎
弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音	弁護士 三村 侑意	特別顧問 アダム・ニューハウス <small>(カリフォルニア州弁護士)</small>	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎 <small>(オブカウンセル)</small>
弁護士 中務嗣治郎 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 岩城 本臣 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 森 真二 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 加藤 幸江 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 森本 滋 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 北川健太郎 <small>(オブカウンセル)</small>	
客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 八木 良一	客員弁護士 宇野 浩二 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 宇野 浩二 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 宇野 浩二 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 宇野 浩二 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 宇野 浩二 <small>(オブカウンセル)</small>